

# 市広報みやざき及び SNS 活用による情報発信事業 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 趣旨

「市広報みやざき及び SNS 活用による情報発信事業」の実施に当たり、公募型プロポーザル方式(以下「本プロポーザル」という。)により、当該業務に係る企画提案を広く求め、市広報みやざき及び SNS 活用による情報発信事業に対する考え方などを総合的に評価したうえで、最も適格と判断される事業者を委託契約の優先交渉権者として選定する。

## 2. 目的

本業務委託は、これまで以上に市民にとって分かりやすく親しみやすい広報紙を作成することを目的とする。

また、宮崎市で公式アカウントを開設している SNS により、宮崎市の魅力など、SNS の特性を最大限に活かした旬の情報を発信することにより効果的な情報発信を行う。

## 3. 業務の概要

### (1) 業務名

市広報みやざき及び SNS 活用による情報発信事業

### (2) 業務内容

「市広報みやざき及び SNS 活用による情報発信事業  
仕様書(別紙1)」のとおり

## 4. 履行期間

広報紙・・・契約締結日～令和8年3月31日(令和5年5月号～令和8年4月号)

SNS・・・令和5年4月1日～令和8年3月31日

## 5. 委託料に関する事項

次の金額を超える提案は認めない。

### (1) 本業務の見積上限額(消費税および地方消費税を含む)

委託料 : 160,281,000 円

### (2) 年度毎の見積上限額(消費税および地方消費税を含む)

令和5年度	53,427,000 円
令和6年度	53,427,000 円
令和7年度	53,427,000 円
合計	160,281,000 円

## 6. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、コンソーシアムでの参加については代表者・構成員についても同様の要件を満たすものであること。

- (1) 宮崎市財務規則(平成元年規則第1号)第120条第3項に規定する入札参加資格者の名簿(令和4・5年度宮崎市競争入札参加資格者名簿 物品・清掃等)に登録があり、第一希望業種が「一般印刷」で、宮崎市内に本店があること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続開始の申立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続の開始後、それぞれ裁判所の更生計画認可または再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 民事執行法(昭和54年法律第4号)に基づく金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による換価・取立てにより支払が不可能になった者でないこと、または民事保全法(平成元年法律第91号)に基づく仮差押命令の申立てその他第三者による債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (6) 法人等にあつては役員等(個人にあつてはその者)が宮崎市暴力団排除条例(平成23年条例第47号)第2条第3号に規定する暴力団関係者(暴力団員または暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者)ではないこと。
- (7) 本プロポーザル実施の告示日(以下「告示日」という。)から契約締結日までのいずれの日においても、宮崎市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱(平成8年告示第19号)または宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱(平成6年告示第198号)による指名停止措置を受けていない者であること。
- (8) コンソーシアムにあつては、さらに以下の条件を満たすこと。
  - ① コンソーシアムの構成員が単体業者または他のコンソーシアムの構成員として、本プロポーザルに参加しない者であること。(別紙「誓約書」を提出すること。)
  - ② コンソーシアムは、幹事業者を選定し、幹事業者をコンソーシアムの代表者とする。(別紙「協定書」を提出すること。)
  - ③ コンソーシアムの幹事業者は、宮崎市財務規則(平成元年規則第1号)第120条第3項に規定する入札参加資格者の名簿(令和4・5年度宮崎市競争入札参加資格者名簿 物品・清掃等)に登録があり、第一希望業種が「一般印刷」で、宮崎市内に本店があること。
  - ④ コンソーシアムの幹事業者以外の構成員は、宮崎市財務規則(平成元年規則第1号)第120条第3項に規定する入札参加資格者の名簿(令和4・5年度宮崎市競争入札参加資格者名簿 物品・清掃等)に登録があり、宮崎市内に本店があること。また、第一希望業種については、特に指定しないものとする。

## 7. 選定スケジュール(予定)

実施内容	期日等
実施要領等の公表	令和4年11月28日の週
参加申込に関する質問の提出	令和4年12月12日(月)正午まで
参加申込に関する質問の回答	令和4年12月14日(水)まで
参加申込書の提出	令和4年12月16日(金)午後5時15分まで
企画提案書等に関する質問の提出	令和4年12月22日(木)正午まで
企画提案書等に関する質問の回答	令和4年12月26日(月)まで
企画提案書等の提出	令和5年1月6日(金)正午まで
プレゼンテーションの実施(予定)	令和5年1月11日(水)
評価結果の通知	令和5年1月13日(金)まで
委託事業者の決定と契約締結	上記通知日以降

## 8. 参加申込書および参加資格確認書などの提出について

### (1) 提出方法

企画提案書等を提出する意向がある場合は、別紙「参加申込書」および「参加資格確認書」、「誓約書兼同意書」を、あらかじめ FAX で事務局（宮崎市企画財政部秘書課広報広聴室）へ送信するものとし、提出期限までに原本を持参または郵送（書留郵便に限る）により事務局あて提出すること。

なお、コンソーシアムの場合は別紙「誓約書および「協定書」を提出すること。

※提出期限までに FAX の到着を電話で確認すること。また、FAX で提出した原本は企画提案書等の提出期限日までに郵送もしくは持参により提出すること。

※参加申込み書の提出がない場合はプロポーザルへの参加を認めない。

### (2) 提出期限

令和4年12月16日（金）午後5時15分（必着）

### <提出書類一覧>

書類名	提出
参加申込書	必須
参加資格確認書	必須
誓約書兼同意書	必須
協定書（コンソーシアム）	必要に応じて
誓約書（コンソーシアム）	必要に応じて

## 9. 企画提案書等の提出について

### (1) 企画提案書等の内容

#### ①市広報みやざき及び SNS 投稿見本作品

・「市広報みやざき及び SNS 活用による情報発信事業 企画提案書等記載事項（別紙2）」に基づき制作し、片面印刷とすること。

#### ②企画提案書（任意様式）

・用紙サイズ A4 横書きとし、表紙・目次を除いて 40 ページ以内で記載すること。

・文字サイズは 10.5 ポイント以上（図中の説明などを除く）、ページ番号を付与し、両面印刷とすること。

・「市広報みやざき及び SNS 活用による情報発信事業 企画提案書等記載事項（別紙2）」に基づき項目順に記載すること。

#### ③費用見積り（任意様式）

次の区分、項目を参考に、用紙サイズ A4 縦書きで月額費用見積りを提出すること。

項目		単価	数量	金額
市 広 報 作 成	取材			
	写真撮影			
	記事編集			
	デザイン・レイアウト			
	イラスト作成			
	印刷・梱包・仕分け			
	その他（ ）			
S N S	記事の作成・投稿			
	その他（ ）			
小 計				
消費税（10%）				
合 計				

## (2) 部数等

### ① 企画提案書

提出部数は、表紙等に会社名等を明記したものを紙で1部とデータ(表紙等に会社名等を明記したもの、無記名のものを2つ)とする。

データは、メールもしくはCD等の記憶媒体で提出すること。

### ② 市広報みやざき・SNS投稿見本作品

提出部数は、表紙等に会社名等を明記したものを紙で1部、会社名等を無記名のものを紙で6部提出すること。

### ③ 費用見積り

令和4・5年度宮崎市競争入札参加資格者名簿登録時に届け出た印鑑を押印したものを1部提出すること。

※会社案内等の事業概要などがある場合は、企画提案書とは別に提出すること。

## (3) 提出方法および提出期限

- ・提出方法は、持参または郵送、メールとする。
- ・提出期限については、令和5年1月6日(金)正午まで必着とする。
- ・郵送による場合は簡易書留郵便により提出すること。
- ・提出期間内であれば、再提出(差替え含む)は可能とする。

### <提出書類一覧>

書類名	提出
企画提案書	必須
市広報みやざき・SNS投稿見本作品	必須
費用見積り	必須
参加辞退届	必要に応じて

## 10. 審査方法

契約締結に係る優先交渉権を与える順位は、提出された企画提案書等と、提案内容のプレゼンテーション(以下「プレゼンテーション等」という。)について、選定委員会において定めた評価基準に基づき評価を行い決定するものとする。評価項目および基準は「市広報みやざき及びSNS活用による情報発信事業 審査基準書(別紙4)」のとおり。審査は書面およびプレゼンテーション等により実施する。

## 11. プレゼンテーション等について

企画提案内容を確認するため、参加申込者の負担においてプレゼンテーション等を実施する。プロジェクターやスクリーン、電源以外の機器を使用する場合は参加申込者が準備すること。

(1) 日程 令和5年1月11日(水)(予定)

(2) 場所 市が指定する場所

(3) 実施時間

① プレゼンテーション等 30分

② 質疑応答 15分 計45分とする。

## 12. 質問について

### (1) 質問の受け付けおよび回答方法

本プロポーザルに関する質問は、別紙「質問書」をメール又はFAXにより、事務局あて送付すること。なお、その際には必ず事務局へ着信確認の連絡を行うこと。回答は電子メールおよび宮崎市ホームページにて行う。

### (2) 受け付け時間など

#### ①参加申込に関する質問

告示日から令和4年12月12日(月)正午まで

※回答は、令和4年12月14日(水)までに行う。

#### ②企画提案書等に関する質問

告示日から令和4年12月22日(木)正午まで

※回答は、令和4年12月26日(月)までに行うものとする。ただし、質問の内容が、企画提案書等の作成作業を進める上で、大きな影響を及ぼすと判断されるものは、随時回答する。

## 13. 評価結果の通知について

評価結果は、参加申込者に対し、参加申込書に記載された電子メール宛に令和5年1月13日(金)までに通知を行う。また、宮崎市ホームページにも審査結果を公表する。なお、評価結果通知に記載した内容以外の質問には回答しない。

## 14. 契約に関する基本事項について

### (1) 契約方法

優先交渉権を与える順位の決定後、順位が最も高い者と契約締結の交渉を行う。

なお、契約締結の交渉の結果、合意に至らなかったときは、次に順位が高い者と契約締結の交渉を行う。

### (2) 契約内容

契約内容は、企画提案書等に基づき、契約を行う者とともに内容を確認のうえ、決定するものとする。

### (3) 契約保証金

契約締結に当たっては宮崎市財務規則第105条の規定により、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約の相手方が保険会社との間に宮崎市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき、または、過去2年間、国や地方公共団体などと種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらのすべてを誠実に履行した者であって、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合等は、保証金の全部または一部の納付を免除することができる。

### (4) 契約締結における個人情報の取り扱いについて

契約締結に当たっては、別に定める個人情報取扱特記事項に従い、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (5) 機密保持

本契約に関連して知り得た業務上の機密情報を第三者に漏らしてはならない。また、本業務遂行に当たっては「宮崎市情報セキュリティポリシー」(宮崎市ホームページに公開)を遵守すること。

## 15. その他

- ・企画提案書等は、1者につき1案とする。
- ・提出された企画提案書等は返却しない。
- ・企画提案書等の作成・提出等に要する費用は、提案者が負担するものとする。
- ・参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、別紙「参加辞退届」をメール又はFAXにより、事務局あて送付すること。なお、その際には必ず事務局へ着信確認の連絡を行うこと。
- ・企画提案書等の著作権は参加申込者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルの評価および議会報告等で必要と判断した場合は、企画提案書等および添付書類の複製作成および内容を無断・無償で使用できるものとする。

## 16. 問い合わせおよび提出先(事務局)

担当部署：宮崎市企画財政部秘書課広報広聴室(担当：本村・高橋)

Eメール：[Oikouhou@city.miyazaki.miyazaki.jp](mailto:Oikouhou@city.miyazaki.miyazaki.jp)

住 所：〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号

電 話：0985-21-1705

F A X：0985-29-6547